

入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和7年2月28日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター 所長 山下 秀幸

1. 調達内容

(1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業（いか釣：北太平洋および日本海海域）に係る用船A：（うち日本海海域 令和7年6月1日～令和7年6月30日）

海洋水産資源開発事業（いか釣：北太平洋および日本海海域）に係る用船B：（うち北太平洋海域 令和7年10月7日～令和7年11月7日）

(2) 調達仕様 入札説明書による。

(3) 履行期間
A：自）令和7年6月1日
至）令和7年6月30日
B：自）令和7年10月7日
至）令和7年11月7日

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 入札金額は、用船料1ヶ月分には相当する金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。

(3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

- ① 直接交付
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
GRC横浜ベイリサーチパーク 6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター 開発業務課
電話 045-277-0179
FAX 045-277-0209

- ② 宅配便着払いによる交付
任意様式に「海洋水産資源開発事業（いか釣：北太平洋および日本海海域）に係る用船A又は海洋水産資源

- (1) 公表の対象となる契約先
 ① 当職以上職をこの間、取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 ※注2
 ② 当機構との間、取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 ※注1
 ※注2
- (2) 公表する情報
 ① 当機構に属する最終職名
 ② 当機構との間の取引高
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか
 ④ 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- (3) 当機構に提供していただく情報
 ① 契約締結日時点に在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
 原則として93日以内
- (5) その他
 当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているので、ご確認いただき、必要に応じて、ご了解願います。

10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科省決定）に沿って、公的研究費の契約等に
 おける不正防止の取り組みを行っている。取組のひきつらとして、取引先の皆様へ「国立研
 究開発法人水産研究・教育機構との契約等に関する注意事項」（URL：http://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額
 以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしてまい
 ります。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出につい
 て、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあつた場合の注意事項、③誓約書）は、
 入札説明書に添付しますので、契約相手方となつた場合は、誓約書の提出をお願いしま
 す。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出
 いただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用 船 仕 様 書

1. 調査名：海洋水産資源開発事業（いか釣：北太平洋および日本海海域）

A：（うち日本海海域 令和7年6月1日～令和7年6月30日）

2. 調査目的

浅海域におけるスルメイカの着底要因の解明および、水中灯を活用した漁獲効率向上を目的とする。

3. 調査項目

(1) 着底スルメイカの誘因技術の開発

① 水中灯を用いた夜間操業方法の検討

本調査ではさらなる漁獲効率向上に結び付く水中灯運用法の開発のため、水中灯（青緑色：2000W）を用いて下記の条件下で試験操業を実施し、それぞれの条件下における魚群反応が上方向に変化するまでにかかる時間と釣獲数を記録する。

・海底付近に垂下した水中灯を一定の出力（100%、50%、10%）で点灯したまま深度 10mまで巻き上げる

・水中灯を一定の出力（100%、50%、10%）で点灯し、巻揚げは行わずに1時間後に消灯する。

・水中灯を海底付近で100%の出力で点灯させ、巻き上げながら徐々に消灯していく。

魚群反応の記録には、ビデオキャプチャーを用いて魚群探知機およびスキャニングソナーの映像を録画し、適時デジタルカメラを用いてそれらの映像を記録する。

② 水中灯により誘引した魚種の確認

水中灯により誘引した魚群反応が漁獲対象であるスルメイカかどうか確認するため、以下の項目を調査する。

・水中カメラを用いた魚種の確認

水中灯に水中カメラを取り付け、水中灯付近にいる魚種を撮影する。

・釣獲の様子の記録。

時間ごとに釣り機による釣獲数の記録を行い、水中灯の条件別による釣獲尾数を記

録する。また、左舷オモテ、左舷トモ、右舷オモテ、右舷トモのそれぞれで尾数を記録し、潮流による船下の水中灯の位置による影響も鑑みる。

・目視による調査

目視によって、水中灯使用前後の船体周囲に集魚した魚種を記録する。

(2) スルメイカが低層に着底している漁場の海洋環境の把握

① 海洋観測

漁場到着後、速やかにCTDを用いて、最大水深300mまで鉛直海洋観測（塩分・水温・蛍光量・濁度）を実施する。観測水深は、測器が着底しないように事前に魚群探知機で水深を確認した上で適宜調整する。

② 環境DNA解析

漁場におけるスルメイカの鉛直方向の分布の様子を確認するため、深度50mと海底の層の海水を採水して船上でろ過、固定を行った後、陸上でスルメイカのe-DNA濃度の解析を行う。

③ 操業開始位置観測

調査期間中の操業開始時に天候、風力、気圧、表面水温、船主方向、船速、潮流を観測し、記録する。また、操業条件の変更時も同様に観測する。

(3) 漁獲されたスルメイカの生物学的特性の把握

① 精密分析

資源研と連携して漁獲されたサンプル（サンプル数は検討中）を分析し、着底しているスルメイカの生物学的特性（日齢等）の違いを解明する。

② 魚体測定

操業時に漁獲したスルメイカから 100 尾程度抽出し、穿孔カードを用いて外套長組成を 0.5 cm単位で測定する。また、1 日 5 尾を目標に体長、体重、胃内容物組成、胃の充満度、雌雄、成熟度を測定する。

4. 船舶要目

(1) 漁業種類：いか釣り漁業

(2) 航海能力：1 か月程度の無寄港航海が可能であること。

(3) 総トン数：30 トン以上 199 トン未満

(4) 漁労設備等：

自動いか釣り機（搭載モーター600W 以上、魚探連動機能搭載）一式を 20 台以上備えていること。

(5) 付帯設備

1) 航海及び漁労計器等

GPS、レーダー、船舶電話、ファクシミリ、ソナー及び魚群探知機を備えていること。

水中灯垂下設備を使用するため、調査開始までにケーブルケース、ダビット、吊り下げマスト等を備えること。

CTD（空中重量 5kg）、バンドン採水器（空中重量 5kg）をいか釣り機により垂下することから、十分な引っ張り強度を持つワイヤーを装備していること。

2) 通信設備

スターリンクを搭載していること。

3) 保冷設備

冷凍品を-20℃以下で 80 トン以上積載可能であること。

4) その他有ることが望ましい設備等（必須条件とはしない）

① 潮流計

② AIS（自動船舶識別装置）

③ 気象、海象および海洋環境情報等の配信システム（例：一般社団法人漁業情報サービスセンターが提供する「エビスくん」など。）

(6) その他

1) 最大搭載人員中に、その他乗組員として1名以上を含むこと。

2) 本船は、以上の要件のほか、法令で定められた設備は勿論、調査運行に支障をきたさない相当の設備及び付属品を備え、かつこれらが維持管理されていること。

3) 用船期間中の開発調査センターによる水中灯換装の指示に適宜対応可能であること。

5. 乗組員

- (1) 乗組員数は8名以上とし、漁労長、船長及び機関長に加え、いか釣り操業が十分に行える人員を確保しておくこと。
- (2) 漁労長は、いか釣り漁法について十分な知識と技量を有すること。
- (3) 乗組員はいか釣り漁業の経験があること。
- (4) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。
- (5) 出入港時並びに操業中は、恒常的にライフジャケットおよびヘルメットを着用すること。

6. 用船期間

用船開始日：令和7年6月1日（未定港）

用船解除日：令和7年6月30日（未定港）

（注）ただし、用船開始・解除の日程、場所は開発調査センターと船主の協議により決定、変更可能とする。

7. 調査海域：日本近海（日本海海域）

8. 担当研究所 開発調査センター

9. 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター並びに電磁的記録媒体のセキュリティチェック

- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）での処理を行うこと。
- (2) 上記（1）のチェックは、契約者または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Defender】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、開発調査センターでは保障しない。したがって、契約者または乗組員がセキュリティチェックを行うことが望ましい。

10. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 本件を請け負う者は、同一船舶において当事業を除き、漁業に関する調査を目的とした国・地方自治体・法人等から委託される事務、事業及び補助金と重複があってはならない。
- (3) 用船契約期間中に消費した燃油は機構が別途供給する。調査に使用した通信費に関しても機構が負担する。それ以外の運航に必要な全ての消耗品類等は請負者側の負担となる。

用 船 仕 様 書

1. 調査名：海洋水産資源開発事業（いか釣：北太平洋および日本海海域）

B：（うち北太平洋海域 令和7年10月7日～令和7年11月7日）

2. 調査目的

浅海域におけるスルメイカの着底要因の解明および、水中灯を活用した漁獲効率向上を目的とする。

3. 調査項目

(1) 着底スルメイカの誘因技術の開発

① 水中灯を用いた夜間操業方法の検討

本調査ではさらなる漁獲効率向上に結び付く水中灯運用法の開発のため、水中灯（青緑色：2000W）を用いて下記の条件下で試験操業を実施し、それぞれの条件下における魚群反応が上方向に変化するまでにかかる時間と釣獲数を記録する。

- ・海底付近に垂下した水中灯を一定の出力（100%、50%、10%）で点灯したまま深度 10mまで巻き上げる
- ・水中灯を一定の出力（100%、50%、10%）で点灯し、巻揚げは行わずに 1 時間後に消灯する。
- ・水中灯を海底付近で 100%の出力で点灯させ、巻き上げながら徐々に消灯していく。

魚群反応の記録には、ビデオキャプチャーを用いて魚群探知機およびスキニングソナーの映像を録画し、適時デジタルカメラを用いてそれらの映像を記録する。

② 水中灯により誘引した魚種の確認

水中灯により誘引した魚群反応が漁獲対象であるスルメイカかどうか確認するため、以下の項目を調査する。

- ・水中カメラを用いた魚種の確認

水中灯に水中カメラを取り付け、水中灯付近にいる魚種を撮影する。

- ・釣獲の様子を記録。

時間ごとに釣り機による釣獲数の記録を行い、水中灯の条件別による釣獲尾数を記録する。また、左舷オモテ、左舷トモ、右舷オモテ、右舷トモのそれぞれで尾数を記録し、潮流による船下の水中灯の位置による影響も鑑みる。

- ・目視による調査

目視によって、水中灯使用前後の船体周囲に集魚した魚種を記録する。

③ 水中照度の把握

各条件下で水中灯を垂下した際の水中照度を分光放射照度計を用いて計測し、魚群反応と照らし合わせながら最適な水中灯の出力や、運用方法を検討する。

(2) スルメイカが低層に着底している漁場の海洋環境の把握

① 海洋観測

漁場到着後、速やかにCTDを用いて、最大水深 300m まで鉛直海洋観測（塩分・水温・蛍光量・濁度）を実施する。観測水深は、測器が着底しないように事前に魚群探知機で水深を確認した上で適宜調整する。

② 環境 DNA 解析

漁場におけるスルメイカの鉛直方向の分布の様子を確認するため、深度 50m と海底の層の海水を採水して船上でろ過、固定を行った後、陸上でスルメイカの e-DNA 濃度の解析を行う。

③ 操業開始位置観測

調査期間中の操業開始時に天候、風力、気圧、表面水温、船主方向、船速、潮流を観測し、記録する。また、操業条件の変更時も同様に観測する。

(3) 漁獲されたスルメイカの生物学的特性の把握

① 精密分析

資源研と連携して漁獲されたサンプル（サンプル数は検討中）を分析し、着底しているスルメイカの生物学的特性（日齢等）の違いを解明する。

② 魚体測定

操業時に漁獲したスルメイカから 100 尾程度抽出し、穿孔カードを用いて外套長組成を 0.5 cm 単位で測定する。また、1 日 5 尾を目標に体長、体重、胃内容物組成、胃の充満度、雌雄、成熟度を測定する。

4. 船舶要目

(1) 漁業種類：いか釣り漁業

(2) 航海能力：1 か月程度の無寄港航海が可能であること。

(3) 総トン数：30 トン以上 199 トン未満

(4) 漁労設備等：

自動いか釣り機（搭載モーター600W 以上、魚探連動機能搭載）一式を 20 台以上備えていること。

(5) 付帯設備

1) 航海及び漁労計器等

GPS、レーダー、船舶電話、ファクシミリ、ソナー及び魚群探知機を備えていること。

水中灯垂下設備を増設するため、調査開始までにケーブルケース、ダビット、吊り下げマスト等を備えること。

CTD（空中重量 5kg）、バンドン採水器（空中重量 5kg）をいか釣り機により垂下することから、十分な引っ張り強度を持つワイヤーを装備していること。

2) 通信設備

スターリンクを搭載していること。

3) 保冷設備

冷凍品を-20℃以下で 80 トン以上積載可能であること。

4) その他有ることが望ましい設備等（必須条件とはしない）

① 潮流計

② AIS（自動船舶識別装置）

③ 気象、海象および海洋環境情報等の配信システム（例：一般社団法人漁業情報サービスセンターが提供する「エビスくん」など。）

(6) その他

1) 最大搭載人員中に、その他乗組員として 1 名以上を含むこと。

2) 本船は、以上の要件のほか、法令で定められた設備は勿論、調査運行に支障をきたさない相当の設備及び付属品を備え、かつこれらが維持管理されていること。

3) 用船期間中の開発調査センターによる水中灯換装の指示に適宜対応可能であること。

5. 乗組員

- (1) 乗組員数は8名以上とし、漁労長、船長及び機関長に加え、いか釣り操業が十分に行える人員を確保しておくこと。
- (2) 漁労長は、いか釣り漁法について十分な知識と技量を有すること。
- (3) 乗組員はいか釣り漁業の経験があること。
- (4) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。
- (5) 出入港時並びに操業中は、恒常的にライフジャケットおよびヘルメットを着用すること。

6. 用船期間及び調査日程

用船開始日：令和7年10月7日（未定港）

用船解除日：令和7年11月7日（未定港）

（注）ただし、用船開始・解除の日程は開発調査センターと船主側の協議により変更可能とする。

7. 調査海域：日本近海（北太平洋海域）

8. 担当研究所 開発調査センター

9. 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター並びに電磁的記録媒体のセキュリティチェック

- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）での処理を行うこと。
- (2) 上記（1）のチェックは、契約者または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Defender】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、開発調査センターでは保障しない。したがって、契約者または乗組員がセキュリティチェックを行うことが望ましい。

10. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 本件を請け負う者は、同一船舶において当事業を除き、漁業に関する調査を目的とした国・地方自治体・法人等から委託される事務、事業及び補助金と重複があってはならない。
- (3) 用船契約期間中に消費した燃油は機構が別途供給する。調査に使用した通信費に関しても機構が負担する。それ以外の運航に必要な全ての消耗品類等は請負者側の負担となる。

調査船に関する用船仕様書

国立研究開発法人水産研究・教育機構

第一章 総 則

- 1 用船（以下「本船」という。）は国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）を使用者とし、調査に従事することを目的とする。
- 2 本船は漁船法、船舶法、船舶安全法、電波法、海上衝突予防法、その他関係法令の規定に適合するものであり、かつ、所要の検査を受けこれに合格したものであること。
なお、国際航海に従事する場合にあっては、所要の条件を満たすものでなければならない。
- 3 本船は、機構が指定する海域において、調査を行うため、調査員等の指示に従い本船を運航しなければならない。
ただし、関係法令に定める船長の権限に及ぶものではない。
- 4 本船の乗務員の服務については、第三章「乗組員の服務に関する注意事項」のとおりとする。
- 5 本船は、調査員等の適当な居住設備を準備するとともに、その任務に必要な便宜を与えなければならない。
- 6 本船の乗務員は、船舶職員法に規定する資格を有する職員とし、調査について、別に必要な員数を定める。
- 7 本船には次の設備を備えなければならない。
 - (1) 標 識
本船の用船中においては、機構が貸与した機構旗を船橋周辺の見えやすい場所に掲げること。
 - (2) 諸設備
本船は法律で定められた設備を備え、かつ、維持管理をすること。
- 8 本船は船舶要目表、海員（乗組員）名簿、有効な船舶検査証書、船舶検査手帳、船舶国籍証書及び無線局免許状、船舶整備記録簿及び漁船原簿を提示しなければならない。
- 9 本船の船内には緊急事態に備えた連絡体制及び対応マニュアルを備えなければならない。
- 10 この仕様書によることが困難である場合においては、機構及び船舶所有者が別途協議の上決定するものとする。

第二章 調査船

調査船については、第一章総則の定めによるほか下記によるものとする。

- 1 本船はそれぞれの調査の目的を達成できる船型、漁ろうに関する諸設備を有するものとする。また、調査の実施については、別に定める調査要領によるものとする。
- 2 本船の行動日数は同調査要領に定められた日数とする。
ただし、調査実施上やむを得ず調査計画を変更した場合には、機構が認めたその日数とする。
- 3 本船は調査船として次の設備を備えなければならない。
 - (1) 標 識
外国の200海里水域において調査を実施する場合であって、当該外国の法令又は漁業協定等で調査船の標識が義務づけられている場合には、その定められた標識を塗装又は掲示すること。
 - (2) 諸設備
 - ア 本船は、調査実施上必要とする漁ろう設備等を常時作動できる状態に維持管理すること。
 - イ 本船は、荒天下にあっても安全に漁獲物の調査、測定が行い得る専用の場所を確保すること。
 - ウ 本船は、よりよい船位を把握するため、精度の高い位置測定用航海計器を備えること。
なお、前記1に定めるもののほか、特殊な設備、漁具又は機器を必要とする場合は、機構及び船舶所有者と協議の上決定するものとする。
- 4 調査に付随して採捕された漁獲物等は全て機構に帰属するものとし、調査用標本を除きその処理に係る具体的方法については、別途調査員が指示するものとする。

第三章 乗組員の服務に関する注意事項

- 1 船長は、調査員等の指示を受け、乗組員を指揮監督して船務及び業務一切を処理統轄し、調査の遂行に協力すること。
- 2 船長は、船体の構造、操船上の性能及び機関の能力等を十分に把握の上自船の保安及び能率的な運航に努めること。
- 3 船長は、業務を遂行する上で支障をきたさないよう、出航前の検査を行い、船体、機関、無線機器及び航海計器その他属具の整備点検に心がけること。
- 4 船長は、気象条件の変化に留意し、特に、荒天の際は自船の保安に十分な措置をとること。
- 5 船長は原則として次の場合には船橋で指揮をすること。
 - (1) 出入港及び転描のとき
 - (2) 狭水道及び漁船が密集して操業する海域を航行するとき
 - (3) 視界不良及び海難救助のとき
 - (4) 調査のとき
 - (5) その他船舶に危険のおそれがあるとき
- 6 一等航海士は船長を補佐し、その命を受け船務及び業務を処理するとともに船員の秩序維持等の管理にあたること。
- 7 乗組員の勤務について、船長が必要と認めるときは、通常の勤務時間の割振りによらない勤務方法を命ずることがあること。
- 8 乗組員は次の事項を守ること。
 - (1) 上長の職務上の命令に従うこと
 - (2) 職務を怠り、また、他の乗組員の職務を妨げないこと
 - (3) 船長の指定するときまでに乗船すること
 - (4) 船長の許可なく下船しないこと
 - (5) 船長の許可なく端艇その他重要な属具を使用しないこと
 - (6) 船内の食料又は清水を浪費しないこと
 - (7) 船長の許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙しないこと
 - (8) 船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から物品を持出さないこと
 - (9) 船内において争闘、乱酔その他粗暴の行為をしないこと
 - (10) その他船内の秩序を乱すようなことをしないこと
 - (11) 出入港時及び操業中は、恒常的にヘルメット及びライフジャケットを着用すること

9 乗船乗務中の当直者は次の事項を遵守すること。

- (1) 見張りを厳重にし、みだりに船橋を離れないこと
- (2) 船長から指示された事項に留意し、その遂行に努めること
- (3) 当直者は船内を巡検し、火気、浸水その他航行の支障となるような原因の防除に努めること

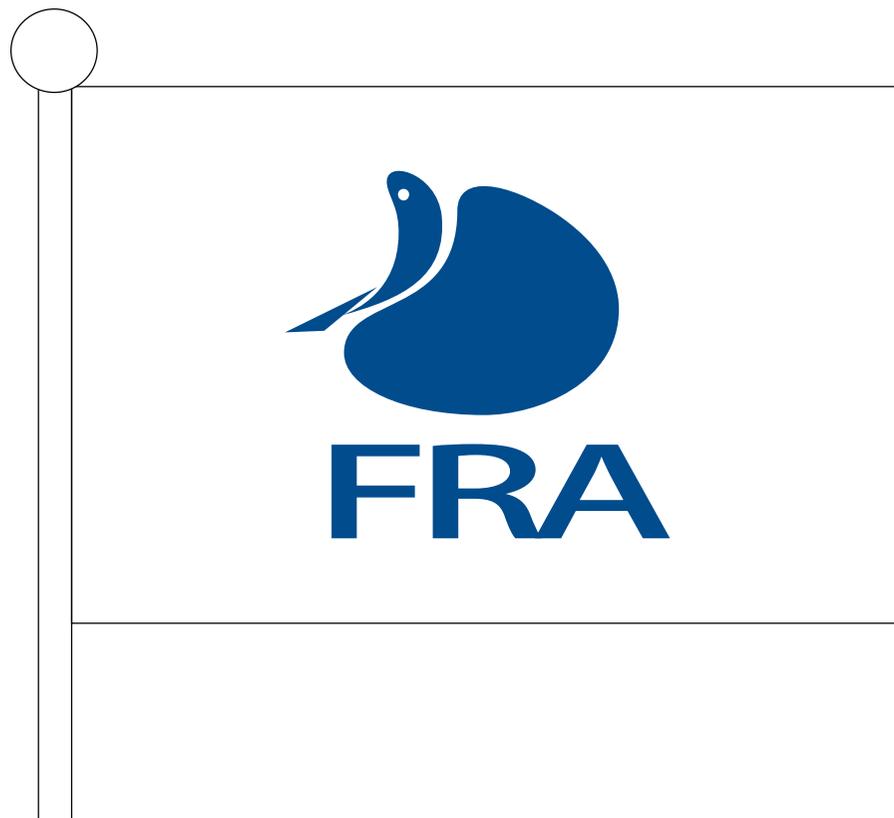
10 船長は、停泊中においても、自船の保安、見張り等のため、停泊当直を行わせること。

11 機密の保持について

- (1) 船舶の行動等職務上知り得た事実を外部の者に漏らさないこと
- (2) 船内機密書類については、船長が保管し、取扱については十分注意すること
- (3) 外来者に対し船長の許可なく乗船させないこと

■ フラッグ

フラッグには、シンボルマークと法人名の組み合わせの「英語バージョン・中央揃えタイプ」を使用してください。フラッグのサイズは幅2.4m、高さ1.6mを基準としています。ただし、比率を同じくすれば他のサイズでの使用も可能です。なお、フラッグに使用する場合は、プリントのクオリティのバラつきを防ぐため、「グラデーションなしバージョン」を原則とします。



■ 指定色



プロセスカラー RGB カラー

C_100

R_12

M_75

G_36

Y_10

B_117

K_10

特色指定

PANTONE_7462 C

DIC_184